

北九保地介第2245号
平成27年12月18日

各介護保険施設 施設長 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様
各特定施設 管理者 様
各認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域支援部
介護保険課長 中山 浩子

介護保険制度における個人番号制度の取扱いについて（通知）

平素より本市介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年1月から行政手続きにおける個人番号（いわゆるマイナンバー）の利用が開始されます。

この度、厚生労働省老健局より、平成27年12月15日付事務連絡「介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）：別添資料参照」が示されたことに伴い、今後の介護保険制度における個人番号の取扱いについての注意点等をお知らせいたします。

本通知及び上記事務連絡をご一読いただき、今後の手続等においてご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各居宅介護支援事業所におかれましては、お手数ですが各介護サービス事業所への本通知内容の周知、連携の程あわせてよろしくお願いいたします。

また、本通知は北九州市HPにも掲載しております。（下記参照）

トップページ>くらしの情報>福祉・人権>介護>介護保険に関するお知らせ>介護保険制度における個人番号の取扱いについて

記

1 各種申請書への個人番号の記載について

各種申請書（「介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」「介護保険負担限度額認定申請書」等）については、原則として個人番号を記載していただくこととなります。

しかしながら、被保険者が高齢であること等を鑑み、被保険者（以下「本人」という）の個人番号が把握できない場合は、個人番号の記載がなくとも、申請を受理します。

このため、個人番号制度導入後も、代行申請等についてのご協力をお願いします。

2 個人番号導入により様式の変更を行う申請書

変更対象の各種申請書は下記のとおりです。

※印が付いている申請書については、個人番号欄を追加した様式を、北九州市介護保険課HPに掲載済、又は近日中に掲載予定のものです。

- 要介護認定・要支援認定等申請書 ※
- 居宅サービス計画作成依頼等（変更）届出書 ※
- 基準収入額適用申請書
- 負担限度額認定申請書 ※
- 特定負担限度額認定申請書 ※
- 高額介護（予防）サービス費支給申請書
- 住所地特例適用・変更・終了届
- 被保険者証交付申請書
- 被保険者証等再交付申請書
- 資格取得・異動・喪失届

3 代理人として申請する場合について

代理人が申請を行う場合で、マイナンバーの記載が可能な場合、各区役所保健福祉課窓口にて、①代理権、②代理人の身元、③本人の番号について確認させていただくようになります。

原則は、別添の厚生労働省老健局事務連絡のとおりであり、

①代理権の確認には、少なくとも本人の介護保険被保険者証等

②代理人の身元確認には、少なくとも居宅介護支援専門員証、運転免許証等

で確認させていただきますので、来庁の際には、①及び②の書類をご持参ください。

なお、③本人の番号確認として、本人の個人番号カード等の持参が困難な場合は、保険者である北九州市において、確認を行うことが可能です。

4 3以外の場合について

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、各種申請書への個人番号の記載は不要です。

また、個人番号が各種申請書に記載された状態でお持ちいただく場合は、個人番号が他者に見えないよう、各種申請書を封筒に入れて持参する等の措置を行っていただきますよう、お願いいたします。

【問い合わせ先】

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市保健福祉局介護保険課保険係

TEL 093(582)2771

FAX 093(582)2095